



浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付規程の一部を改正する告示
を次のように定める。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長 松 本 哲 治



浦添市告示第 122 号

浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付規程の一部を改正する
告示

浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付規程(令和2年告示第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(様式第1号)」を削る。

第6条第1項中「浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書(様式第2号)」を「補足給付費交付認定通知書」に改め、同条第2項中「浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)」を「補足給付費交付申請却下通知書」に改める。

第7条第1項中「(様式第4号)」を削る。

第8条第2項中「浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定取消・変更通知書(様式第5号)」を「補足給付費交付認定取消通知書又は補足給付費交付認定変更通知書」に改める。

第9条中「(様式第6号)」を削る。

第10条中「事項」の次に「及び使用する様式」を加える。

様式第1号から様式第6号までを削る。

附 則

この告示は、令和8年10月13日から施行する。

浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付規程（令和2年告示第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付規程 令和2年1月7日 告示第3号 （補助金の交付申請及び実績報告） 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に実費徴収の内容及び領収書（領収書が存在しない経費の場合は、金額が明らかになる書類）を添えて、市長に提出するものとする。 2 〔略〕 （交付決定及び補助金の額の確定） 第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請及び実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助金を交付することが適当であると認めたときは、<u>浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定通知書兼補助金確定通知書（様式第2号）</u>により、申請者に通知するものとする。 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、<u>浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）</u>により、申請	浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付規程 令和2年1月7日 告示第3号 （補助金の交付申請及び実績報告） 第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付申請書兼実績報告書_____に実費徴収の内容及び領収書（領収書が存在しない経費の場合は、金額が明らかになる書類）を添えて、市長に提出するものとする。 2 〔略〕 （交付決定及び補助金の額の確定） 第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請及び実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金の額の確定を行うものとする。この場合において、補助金を交付することが適当であると認めたときは、<u>補足給付費交付認定通知書</u>_____により、申請者に通知するものとする。 2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、<u>補足給付費交付申請却下通知書</u>_____により、申請者

者に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を請求しようとするときは、速やかに浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付請求書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

2 [略]

(交付決定の取消し等及び補助金の返還)

第8条 [略]

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付決定取消・変更通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。

(異動の報告)

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金異動報告書(様式第6号)により、市長に報告するものとする。

(1)・(2) [略]

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項_____は、別に定める。

様式第1号(第5条関係)

[略]

に通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を請求しようとするときは、速やかに浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金交付請求書_____を市長に提出するものとする。

2 [略]

(交付決定の取消し等及び補助金の返還)

第8条 [略]

2 市長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、補足給付費交付認定取消通知書又は補足給付費交付認定変更通知書_____により、交付決定者に通知するものとする。

(異動の報告)

第9条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、浦添市副食費の実費徴収に係る補足給付事業補助金異動報告書_____により、市長に報告するものとする。

(1)・(2) [略]

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項及び使用する様式は、別に定める。

[削る]

<u>様式第 2 号（第 6 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 3 号（第 6 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 4 号（第 7 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 5 号（第 8 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕
<u>様式第 6 号（第 9 条関係）</u> 〔略〕	〔削る〕